（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第八条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査組織等調査機関に係る指定の区分） **第六十六条の二**　法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一～四　［略］ 四の二　法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五条第一項第一号の事業所における保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について調査を行う者としての指定（第四号の四に掲げる指定の区分を除く。） 四の三　法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五条第一項第二号の事業所における保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について調査を行う者としての指定（次号に掲げる指定の区分を除く。） 四の四　法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五条第一項各号の事業所における保安の確保のための組織について調査（冷凍保安規則別表第五の３の項下欄、液化石油ガス保安規則別表第六の３の項下欄、一般高圧ガス保安規則別表第六の３の項下欄並びにコンビナート等保安規則別表第九の３の項下欄及び別表第十の３の項下欄に掲げる認定の基準に係る調査に限る。）を行う者としての指定 五・六　［略］ ２　［略］ （検査組織等調査を実施する者に係る要件） **第六十六条の四**　法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める条件のうち、統括検査組織等調査員（自ら検査組織等調査を行う者（以下「検査組織等調査員」という。）その他作業者の指揮、監督、調査工程の管理及び調査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）に係るものは、当該検査組織等調査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。 一　第六十六条の二第一項第一号及び第四号の二に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。 イ～ハ　［略］ 二　第六十六条の二第一項第二号及び第四号の三に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。 イ～ハ　［略］ 三・四　［略］ 四の二　第六十六条の二第一項第四号の四に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、サイバーセキュリティの確保のための組織の業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みに係る調査の実務に関する四年以上の経験を有し、かつ、保安に係るサイバーセキュリティの確保について知見を有する者であること。 五・六　［略］	（検査組織等調査機関に係る指定の区分） **第六十六条の二**　法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一～四　［略］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ 五・六　［略］ ２　［略］ （検査組織等調査を実施する者に係る要件） **第六十六条の四**　法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める条件のうち、統括検査組織等調査員（自ら検査組織等調査を行う者（以下「検査組織等調査員」という。）その他作業者の指揮、監督、調査工程の管理及び調査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）に係るものは、当該検査組織等調査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。 一　第六十六条の二第一項第一号に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。 イ～ハ　［略］ 二　第六十六条の二第一項第二号に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。 イ～ハ　［略］ 三・四　［略］ ［新設］ 五・六　［略］